

福井県議会基本条例（案）

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 議員および議会（第3条—第7条）
- 第3章 県民に開かれた議会（第8条—第11条）
- 第4章 議会の機能強化（第12条—第17条）
- 第5章 政策立案能力の向上（第18条—第20条）
- 第6章 議会改革（第21条）
- 第7章 その他（第22条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、福井県議会（以下「議会」という。）の基本理念、議員の責務等を明らかにするとともに、機動的な議会活動を実現するための基本的な事項を定めることにより、県民の負託に的確にこたえ、もって県民福祉の向上および県勢の発展に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 議会は、議会活動に関する情報公開を推進し、議会の意思決定過程の透明性の向上を図ることにより、県民に開かれた議会運営を目指すものとする。

2 議会は、県民を代表する合議制の機関として、知事その他の執行機関等（以下「知事等」という。）の事務の執行に関する監視および評価を行うための機能の強化を図るものとする。

3 議会は、提出された議案の審議および審査を行うほか、政策立案能力の向上を図ることにより、積極的に政策の立案および提言を行うものとする。

第2章 議員および議会

（議員の責務）

第3条 議員は、一部の地域または団体の利益のためではなく、県民の代表者として、その負託と信頼にこたえるため、県政全般の課題に対する県民の意思を的確に把握し、議会活動を通じて県政に反映させる責務を有する。

（議員の定数等）

第4条 議員の定数、報酬および政治倫理については、別に条例で定める。

（議員研修）

第5条 議員は、審議、政策立案等に必要な能力の向上を図るため、必要な研修に参加し、および調査研究に取り組むよう努めるものとする。

(会期)

第6条 議会は、県政の諸課題等を的確に把握し、より機動的な議会活動を展開するため、年間を通じて適切に本会議を開催することができるよう、会期を定めるものとする。

2 議会の会期に関し必要な事項は、福井県議会会議規則（昭和48年福井県議会規則第1号。以下「会議規則」という。）に定める。

(会派)

第7条 議員は、議会活動を円滑に実施するために、会派を結成することができる。

2 会派は、議員がその責務を果たすために行う活動を支援するものとする。

第3章 県民に開かれた議会

(会議の公開等)

第8条 議会は、議会の意思決定過程を県民に対して明らかにするため、常任委員会、議会運営委員会および特別委員会を、原則として公開する。

2 前項に掲げるもののほか、議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条第12項に規定する議案の審査または議会の運営に関し協議または調整を行うための場についても、できる限り公開するよう努めなければならない。

3 議会は、県民の議会活動への参加を促進するとともに、本会議および委員会の傍聴人に対して、関係資料の配布等を行うことにより、会議の公開の実効性を確保するよう努めるものとする。

(情報公開の推進)

第9条 議会は、県民に開かれた議会運営に資するため、多様な媒体を活用して積極的な広報広聴に努めるとともに、積極的に議会活動に関する資料を公開するものとする。

(市町議会との連携)

第10条 議会は、議会における審議の報告および多様な県政の課題を把握するため、定期的に市および町の議会と県政に対する意見交換を行う場を設けるものとする。

(政務調査費)

第11条 議会は、政務調査費の使途の透明性の確保に資するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 政務調査費の交付に関しては、別に条例で定める。

第4章 議会の機能強化

(審議の活性化)

第12条 議会は、議員が本会議および委員会において質問および質疑をするに当た

っては、対面演壇において一問一答の方法により行う等、県政の課題に関する論点を県民に明らかにするよう努めなければならない。

2 議員は、本会議および委員会において、議員間の討議を積極的に行うことにより、合意形成に努めるものとする。

(知事等への反問権の付与)

第13条 知事等は、本会議および委員会における質問および質疑に対して、議長または委員長の許可を得て、答弁に必要な範囲内において、反問することができる。

(文書質問)

第14条 議員は、議長の承認を得て、文書により知事に質問を行うことができる。

2 文書による質問は、簡明な趣意書を作成し、これを議長に提出しなければならない。

3 知事は、質問を受け取った日から、7日以内に答弁を行うものとする。この場合において、期限内に答弁をすることができないときは、その理由および答弁をすることができる期限を明示しなければならない。

4 文書の質問に関し必要な事項は、会議規則に定める。

(専門的知見の活用等)

第15条 議会は、議案の審査または県の事務に関する調査を効果的に行うため、法第100条の2の規定による専門的事項に係る調査の委託を活用するものとする。

2 議会は、県政の課題に関する調査のために必要があると認めるときは、調査または諮問のための機関を設置することができる。

(公聴会等の積極的活用)

第16条 議会は、県民等の知見および意見を審査に反映させるため、公聴会および参考人の制度の積極的な活用に努めるものとする。

(請願等に対する意見聴取)

第17条 議会は、県民から提出された請願および陳情を県民の政策提案と受け止め、必要に応じて、県民の意見を聴く機会を設けるものとする。

第5章 政策立案能力の向上

(政策の立案および提言)

第18条 議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、知事等に対し、積極的に政策の立案および提言を行うものとする。

(議会事務局)

第19条 議会は、政策立案機能を強化させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、専門的な知識経験を有する職員の配置および育成を行う等、議会事務局の機能強化を図るよう努めなければならない。

(議会図書室の充実)

第20条 議会は、議員の調査研究および県政運営に資するため、議会図書室の機能

の充実強化を図るよう努めるものとする。

第6章 議会改革

(議会改革の推進)

第21条 議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する検討組織を設置する。

2 知事は、議会活動に関する予算の調製に当たっては、必要な議会活動の実施に配慮するよう努めるものとする。

3 議会は、議場における情報通信機器の利用について、審議の活性化、迅速な情報の収集および経費の削減を図るため、その環境の整備に努めなければならない。

第7章 その他

(他の条例との関係等)

第22条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、または改廃する場合に当たっては、この条例に定める事項との整合性を図るものとする。

2 議会は、常に県民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成24年1月1日から施行する。